

は20ペニーとなるが、これはドイツ国民が芸術家をそれだけ評価していることになる、と反論している。

Süddeutsche Zeitung, 13/14 Oktober.
(安積鋭二 国立国会図書館)

児童保健保証プログラムの審議

(アメリカ)

さる10月16日、17対5の票決で「児童保健保証プログラム」(CHAP)法案(下院提出4962号)が下院商務委員会を通過した。

CHAP法案は、児童に対して現行のメディケイドの検査とフォローアップ・プログラムを増進し、18歳までの児童にそれを強制適用し、最初の間、児童に対するこのサービスを、貧困な妊産婦に対しても拡充することを州に義務づけるものである。また同法案は、受給要件として、多くの州レベルを越える所得水準を設定し、必要とされるサービスの適用、範囲および期間を制限することを州に禁じている。この法案が完全実施されれば、新規の連邦支出にさらに約10億ドルを追加することになる。

同じ内容であるが、より制限的な上院法案(上院提出1204号)が、さる7月30日に議会で報告されたが、いまだ上院審議にかかっていない。

9月27日と10月11日に開催された下院商務委員会の会議で、プログラムの規模を引き下げる修正が拒否された。拒否された修正の1点は、6歳までの児童に対してのみサービスを強制適用を拡充し、1年後18歳までの者に拡充しよう

とするものである。第2点は、児童および妊産婦の双方に対する受給資格としての所得制限を、公的な貧困水準の55%低くしようとするものである。この点につき、商務委員会・保健小委員会は、児童についての所得要件を貧困基準の66%、妊産婦についてのそれは80%の基準に設定した。

CHAPに要する費用の点から考えられたこの修正案は、ほとんどが「貧困労働者」の家庭の約100万人の児童を適用除外にするものであった。このことによって経費の約8%が節約される。しかし、長期的展望に立てば、これらの子供に早く適用することは、かえって安あがりなのかも知れない。

その他の商務委員会の審議は、妊娠中絶が母体の安全を守るため、また強姦もしくは近親相姦による妊娠を中絶するために行われるかぎり、中絶しようとする妊産婦は、CHAPの貧困女子に対する適用から、除くか、ということを取り上げた。

次に開催される委員会の議題は、CHAPを1980-83会計年度の時限立法とすることの可否についてである。

最終的には、CHAPの割当予算を州は全部費消する必要があるが、現在メディケイドの受給資格のない児童と妊産婦については、適用者および給付を州の自由裁量で決定することになるかも知れない、と見る者もいる。

Congressional Quarterly Weekly Report, Oct. 13, 20, 1979

(藤田貴恵子 参議院・社会労働委員会調査室)